

国保の「高齢受給者証」更新について

～26年3月まで自己負担1割据え置き～

70～74歳の医療費について、平成20年4月1日から病院等窓口での自己負担割合は2割とされていましたが、軽減特例が1年延長となり、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間、1割に据え置かれます。

対象の方には、4月以降使用する「高齢受給者証」が郵送されます。(有効期限は次の更新時期となる4ヶ月後の平成25年7月31日までとなっています)。

◆対 象

国保の70～74歳の方で、1割負担の方。

※3割負担の方(現役並み所得者)は、更新の対象となりません。

◆更新内容

「負担割合」の内容を下記のとおり変更します。

○現在の高齢受給者証・・・2割(平成25年3月31日まで1割)



○新しい高齢受給者証・・・2割(平成25年7月31日まで1割)

※平成25年8月1日に更新の予定です。

◆注意事項

古い高齢受給者証は、各自で破棄してください。

◆ 転出する学生には「マル学」の保険証 ◆

大学・高校等に就学するため、他市町村に転出することになった場合、住民票を村外に移したあとも引き続き村の保険証を継続して使用できる特例がありますが、そのためには“マル学”の申請が必要です。

印鑑、保険証及び合格通知書などの就学を証明するものをお持ちの上、村国保窓口で申請してください。

◎国民健康保険に関するお問い合わせ先◎

東通村税務住民課 国保グループ 国保係 ☎27-2111(内線153)